ASNOVA

第**11**期

定時株主総会招集ご通知

日時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時

場所 名古屋市中村区平池町四丁目 60番地の12 グローバルゲート 名古屋コンベンションホール 3階 中会議室301+302

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

株式会社ASNOVA

証券コード:9223

証券コード9223 2024年6月11日 (電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株主各位

名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート 26 階 株式会社ASNOVA 代表取締役社長 上 田 桂 司

第11期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 https://www.asnova.co.jp



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「ASNOVA」又は「コード」に当社 証券コード「9223」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主 総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月25日(火曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

- 1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)
- 2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート 名古屋コンベンションホール3階 中会議室301+302
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第11期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第11期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

- 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)
- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を 行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎]電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

[◎]本総会におきましては、当社役職員は軽装(クールビズ)にて対応させていただきます。ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、 以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日) 午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示いただき、行使 期限までに当社株主名簿管理人に 到着するようご返送ください。議決 権行使書面において、議案に賛否の 表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取り扱わせていた だきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日) 午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下 「スマートフォン用議決権行使ウェブ サイトログインQRコードlをスマートフォ ンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2024年6月25日(火曜日) 午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙 に記載の議決権行使コード及びパスワード をご利用のうえ、画面の案内に従って 議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参 いただき、会場受付にご提出ください。 開会直前には会場受付が大変混雑 いたしますので、お早めのご来場を お願い申しあげます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) インターネット(「スマート行使」を含む。)と書面(郵送)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)に よるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせて いただきます。

ご不明な点につきましては、

以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

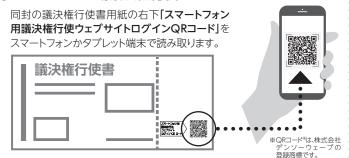
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

その他のご照会

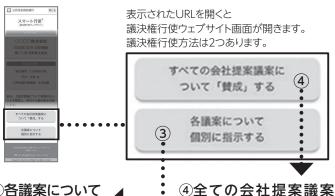
阿R **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使 ●

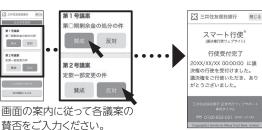
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする



②議決権行使ウェブサイトを開く



③各議案について 個別に指示する



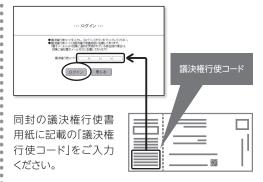
ー度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、 同封の議決権行使書用紙に記載の[議決権行使コード] [パスワード]をご入力いただく 必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ 直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

● パソコン等によるご行使 ●

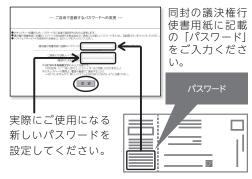
(1)議決権行使ウェブサイトヘアクセスする



②ログインする



③パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

について「賛成」する

確認画面で

問題なければ

「この内容で

行使する

ボタンを押し

て行使完了!

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益環元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金2円 総額は12,437,852円
- (注) 当社は2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第11期)の期末配当につきましては、配当基準日が2024年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業年度ごとの取締役としての責任をより明確化するとともに、経営環境の変化に対応して機動的に経営体制を構築できるようにすることで、コーポレート・ガバナンスの一層の推進を図るため現行定款第20条第1項の取締役の任期を2年以内から、変更案第20条第1項で1年以内に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

	現行定款		変 更 案
	取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増具又は補欠として選任された取締役の任	1	取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)
	期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。		

第3号議案 取締役4名選任の件

第2号議案の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	 	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数			
1	再任 うえ だ けい じ 上 田 桂 司 (1975年7月3日)	1999年 4 月 株式会社三栄コーポレーション入社 1999年 9 月 上田建機株式会社入社 2007年 4 月 同社専務取締役 2013年12月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	1,987,900株			
		事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。以 可上実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者としており				
2	再任 か とう だい すけ 加 藤 大 介 (1984年11月11日) [取締役候補者とした理 管理本部を管掌するほ いることから取締役候補	ー. 収締役として、経理・財務及び総務・人事の豊富な経験と幅広し	2,000株			
3	再任 もり した あきら 森下 哲 (1974年10月11日)	1997年 4 月 株式会社三共入社 2017年 4 月 当社営業部長 2021年 6 月 当社取締役仮設事業本部長就任(現任)	3,600株			
	[取締役候補者とした理由] 仮設事業本部を管掌する取締役として、仮設足場のレンタル及び販売に豊富な経験と幅広い知見を有していることから取締役候補者としております。					

候補者番 号	。 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式の数
4	再任 社外 治め した しょうたろう 梅 下 翔太郎 (1985年8月6日)	2008年12月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2012年10月 公認会計士登録 2017年1月 セレンディップ・コンサルティング株式会社(現セレンディップ・ホールディングス株式会社)入社 2017年3月 株式会社協立製作所取締役就任 2018年8月 三井屋工業株式会社取締役専務執行役員就任 2019年6月 当社社外取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社アペックス取締役就任 2022年4月 セレンディップ・ホールディングス株式会社コンサルティング事業部担当執行役員 2023年3月 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社収締役(現任) 2023年4月 セレンディップ・ホールディングス株式会社インベストメント担当執行役員(現任) 2023年6月 白金鍍金工業株式会社取締役就任(現任)(重要な兼職の状況)セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社取締役セレンディップ・ホールディングス株式会社の大記・セレンディップ・ホールディングス株式会社の大記・セレンディップ・ホールディングス株式会社のストメント担当執行役員自金鍍金工業株式会社取締役	
	収締役を務めて す。また、同氏 州等の決定に対		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 梅下翔太郎氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 梅下翔太郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - 4. 当社は、梅下翔太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

- 5. 当社は、取締役を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等 賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担いたしており、被保険者による保 険料負担はありません。当該保険契約の内容は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関 し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害 について補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保 険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 6. 当社は、梅下翔太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 7. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2024年3月31日現在のものであります。

以上

事業報告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、社会経済活動の正常化が進む中で、雇用、所得環境の改善など引き続き緩やかな景気の持ち直しが見られました。一方で、エネルギー価格や原材料価格は依然として高位に推移し、円安進行等による消費者物価への影響の懸念など、引き続き先行きは不透明な状況が続いております。また、当社グループの業績に影響を与える国内建設業界におきましては、公共投資は引き続き堅調に推移しましたが、民間投資については建築資材の高騰や金利上昇の懸念を背景に住宅市場における新築着工戸数が低位に推移し、当社経営環境へ影響を及ぼす可能性があり、注視が必要な状況であります。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、仮設機材のレンタルから販売に至るまでワンストップで行えるサービスの強みを活かし、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。当社グループが扱う仮設機材価格は引き続き高騰しており、購入を控える動きに伴って仮設機材レンタルの需要が高まっております。当社グループにおきましては、需要に応えるべく賃貸資産への積極的な投資を実施するとともに、2024年2月に埼玉県ふじみ野市、2024年3月に岐阜県多治見市に新規機材センターを開設いたしました。また、本来廃棄されるはずだった仮設機材の買取・販売によって循環型社会への貢献を目指すべく、2023年5月にECサイト「ASNOVA市場」を公開しました。

以上の結果、売上高は、3,785百万円(前年同期比20.5%増)、営業利益は349百万円(同86.1%増)、経常利益は324百万円(同52.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は210百万円(同45.6%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社の設備投資の総額は3,150百万円で、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中の主な投資

賃貸資産 仮設機材の購入

2,479百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より長期借入金として3,060百万円、また、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募増資として新株式を50,000株発行し、50百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

X	分		第 8 期 (2021年3月期)	第 9 期 (2022年3月期)	第 10 期 (2023年3月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売上	高	(百万円)	_		3,141	3,785
経常	利 益	(百万円)	_		212	324
親会社株主する 当期	三に帰属 純 利 益	(百万円)	_		144	210
1株当たり当	期純利益	(円)	_		11.79	16.99
総資	産	(百万円)	_	_	7,289	9,386
純 資	産	(百万円)	_	_	2,789	3,027
1株当たり	り純資産	(円)	_	_	226.12	243.40

- (注) 1. 第10期より連結計算書類を作成しているため、第9期以前の各数値については記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
 - 4. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
 - 5. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第 8 期 (2021年3月期)	第 9 期 (2022年3月期)	第 10 期 (2023年3月期)	第 11 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売 上 高(百万円)	2,241	2,679	3,141	3,919
経常利益(百万円)	11	287	226	461
当期純利益(百万円)	15	204	156	333
1株当たり当期純利益 (円)	1.46	18.77	12.75	26.99
総 資 産 (百万円)	5,171	5,658	7,311	9,526
純 資 産 (百万円)	2,195	2,400	2,814	3,173

- (注) 1.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期中発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3. 当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 4. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く市場環境は急速に変化し、益々競争が激化しております。そのような市場環境で継続的な成長を図るために、既存事業であるレンタル関連事業の安定した収益拡大を図るとともに、更なる成長が期待できる事業を新たに創出し、更にはこれらを支える人材育成や管理体制の強化を対処すべき課題と定め、以下のような課題に取り組んでまいります。なお、文中の課題に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① レンタル関連事業の強化

建設事業者あるいは足場施工業者等の当社の顧客においては、更なる事業拡大のための機材投資の他、劣化・破損・滅失等による仮設機材等の一定の補充更新需要があり、機材投資に係る資金負担が生じる中、当社の扱うレンタル品の活用により、投資負担を軽減しながら事業展開されているものと考えます。一方、当社にとっても、上記の顧客のニーズに的確に応えることで、機材のレンタル出庫量が増加し安定した収益の拡大に繋げることが可能となります。また、機材センターの開設に際しては、既存センターの立地状況を踏まえ、同一地域におけるドミナント形成も考慮に入れながら展開することとしております。顧客に対するサービスの品揃えとして、レンタルだけでなく販売も手掛けることで、単なるレンタルサービスを提供する会社からの脱却を図り、レンタル品・購入品の最適な比率のアドバイスなど、様々な相談にお応えしながら当社をご利用いただけるよう取り組んでまいります。

② 新規事業の創出

当社は仮設機材のレンタル・販売を主たる事業として展開しておりますが、単一事業であるが故に、サービスを提供する業界に不測の事態が発生した場合において、業績に大きな影響が出る可能性があるため、新規事業の創出に取り組んでおります。2022年10月にベトナム社会主義共和国へ子会社ASNOVA VIETNAM CO.,LTDを設立するとともに、パートナー企業と日本国内で広域にサービスを提供するASNOVA STATIONを展開しております。また、「誰でも」、「すぐに」、「簡単に」レンタルが可能な「新足場レンタルサービス」にて、最短で翌日に出庫が可能なサービスを提供しております。2023年5月には中古機材の買取・販売を行うECサイト「ASNOVA市場」をオープンいたしました。

-13-

③ 人材育成・管理体制の強化

社内に新規事業を担う社員を育成することを目的として、人事制度の再構築に取り組んでおります。具体的には、評価制度の見直しを実施し、併せて外部教育機関への入学支援や網羅的にスキルや知識を習得する教育制度の再構築を進めております。また、機材センター業務の簡素化・標準化・デジタル化を推進し、在庫予測にAIを活用する等、効率的な運営を実現するとともに、バックオフィス体制の再構築として、業務分掌を見直し、最適人数にあわせた人員補充を進め、コンプライアンス意識の更なる向上等、管理体制の強化に取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社は、「レンタル関連事業セグメント」において、クサビ緊結式足場(以下、クサビ式足場)の「仮設機材レンタル」、新品の仮設機材を販売する「仮設機材販売」、足場架払工事等の「その他」の3つのサービスラインを展開しております。全国の機材センターを通じて、仮設機材を即日レンタルしたいという工事業者のニーズにワンストップで対応できる体制整備を図っております。今後、ますます深刻化することが予想される建設現場の人手不足、作業効率向上、コスト削減等のニーズを支援する総合サービスを全国展開することで、更なる成長を成し遂げてまいります。

セグメント	サービスライン	提供サービスの主な内容
	仮設機材レンタル	戸建住宅や中低層マンション向けに普及しているクサビ式足場を 主要とした仮設機材のレンタルサービスを全国の中小足場施工業 者に提供しております。
レンタル関連事業	仮設機材販売	仮設機材レンタルを利用する顧客の利便性向上を目的とし、新品の仮設機材を中心に販売しております。 中古機材の買取・販売を行うECサイト「ASNOVA市場」を運営しております。
	そ の 他	足場架払工事(外部委託)、新規事業の創出等を行っております。

(5) 主要な事業所等(2024年3月31日現在)

① 本社及び名古屋営業所 名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート26階

② 営業所

営	業所	住	所
仙	台		
東	京	東京都新宿区西新宿8-1-2 PMO西新宿5階	
大			
福井敦賀	[工事センター	福井県敦賀市昭和町1丁目5-13	

③ 機材センター

エ	IJ	ア	センター数	所 在 地
北海	道・	東北	1	宮城県仙台市
関		東	9	千葉県野田市、千葉県四街道市、神奈川県藤沢市、神奈川県相模原 市、埼玉県比企郡、埼玉県蓮田市、埼玉県ふじみ野市、静岡県富士 市、栃木県河内郡
中		部	5	愛知県一宮市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、岐阜県多治見市、 福井県鯖江市
関		西	4	京都府京田辺市、大阪府和泉市、大阪府羽曳野市、兵庫県三木市
中		田	1	岡山県倉敷市
九		州	1	佐賀県鳥栖市
合		計	21	

- (注) 1. 2024年2月26日付で、埼玉ふじみ野センターを開設しております。
 - 2. 2024年3月25日付で、岐阜多治見センターを開設しております。

④ 重要な子会社

会	社 :	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業
ASNOVA	VIETNAM CO.,LT	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	17,200百万VND	100.0%	仮設機材レンタル

(6) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従	業	員	数	前事業年度末比増減
		146	(3) 名	8名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 当社グループはレンタル関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
135 (3) 名	3名減	39.6歳	3.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

	借			入		先		借入額
株	式	社	Ξ	井	住	友 銀	行	1,345,679千円
株	式	会	社	福	井	銀	行	749,234
株	式 会	社	Ξ	菱 U	F	J 銀	行	665,002
株	式	会	社	北	陸	銀	行	621,701
株	式	会	社	Ш		銀	行	493,420
株	式	会	社	滋	賀	銀	行	412,683
株	式	会	社	愛	知	銀	行	365,014

(8) その他の重要な事項

当社は、2023年12月25日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

24,638,400株

(注) 2023年6月1日付にて実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)に伴い、 発行可能株式総数は12,319,200株増加しております。

② 発行済株式の総数

6,219,200株

- (注) 1. 2023年6月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)により、発行済株式の総数は3,084,600株増加しております。
 - 2. 2023年12月22日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は 50,000株増加しております。

③ 株主数

1,803名

④ 单元株式数

100株

⑤ 大株主

	性			主名				当 社 へ の	出資状況				
	株											持 株 数	持株比率
_	般	社	: [寸	法	人	=	Ð	Ĺ	レ	ン	2,566,200株	41.26%
上		\blacksquare			桂			司 1,987,900株			31.96%		
宮	脇			邦				人	219,800株	3.53%			
グロ	グローバル・タイガー・ファンド 4 号投資事業有限責任組合				72,000株	1.15%							
Α	S	Ν	0	V	Α	従	業	員	持	株	会	49,600株	0.79%
а	U	カ	ブ		Д	証	券	株	式	会	社	35,700株	0.57%
張		賀楠			楠	30,000株	0.48%						
Ш	卓			男	26,000株	0.41%							
中					郎	26,000株	0.41%						
井	藤						哉	21,900株	0.35%				

(注) 持株比率は自己株式 (274株) を控除して計算しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年12月5日開催の取締役会において、2024年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は49,276,800株に、発行済株式の総数は12,438,400 株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	Ī.	B	E	名		担当及び重要な	兼職の状況
代表取締役社	長	上	\blacksquare	桂	司		
取 締	役	加	藤	大 :	介	管理本部長	
取締	役	森	下	į	哲	仮設事業本部長	
取締	役	梅	下	翔太月	郎	セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 セレンディップ・ホールディングス株式会社 白金鍍金工業株式会社	
常勤監査	役	岩	本	±	34		
監査	役	村	木	慎	吾	村木税理士事務所 SANWA・TRANS・NET株式会社 一般社団法人taxable 株式会社ゴトウ洋服店 株式会社GOTOH 株式会社マーグラ 有限会社Weeds Racing	代表 監查役 代表理事 監查役 監查役 取締役 取締役
監査	役	村	治	規	行	M&I法律事務所 大阪府河内長野市 大阪府後期高齢者医療広域連合	共同代表 代表監查委員 監查委員

- (注) 1. 取締役 梅下翔太郎氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役 梅下翔太郎氏は公認会計士の資格を有しており、他社において取締役を務めていることも 鑑み、経営の監督役として適任と判断しております。
 - 3. 監査役 村木慎吾氏及び村治規行氏は社外監査役であります。
 - 4. 監査役 村木慎吾氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役 村治規行氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険) 契約を締結しております。被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担 しておりません。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該 責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。但し、法令違 反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免 責事由があります。
 - 7. 当社は、社外取締役梅下翔太郎氏並びに社外監査役村木慎吾氏及び村治規行氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各監査役との間において、会社 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損 害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	 報酬等の総額	i	対象となる 役員の員数				
仅具色刀	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	(人)	
取締役 (うち社外取締役)	51,240 (4,800)	51,240 (4,800)	_	_	_	4 (1)	
監査役 (うち社外監査役)	12,600 (7,200)	12,600 (7,200)	_	_	_	3 (2)	
合 計 (うち社外役員)	63,840 (12,000)	63,840 (12,000)	_	_	_	7 (3)	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において取締役の報酬額を年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち社外取締役1名)であります。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2019年6月24日開催の第6期定時株主総会において監査役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
 - 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、委員の過半数を独立社外役員とする任意 の指名・報酬委員会を設置しており、取締役に関する報酬制度の運用については、この指名・報酬 委員会における審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役 梅下翔太郎氏はセレンディップ・ホールディングス株式会社 インベストメント担当執行役員、セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役及び 白金鍍金工業株式会社 取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・社外監査役 村木慎吾氏は村木税理士事務所の代表者、SANWA·TRANS·NET株式会社 監査役、一般社団法人taxable 代表理事、株式会社ゴトウ洋服店 監査役、株式会社GOTOH 監査役、株式会社マーグラ 取締役及び有限会社Weeds Racing 取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 村治規行氏は、M&I法律事務所の共同代表、大阪府河内長野市 代表監査委員及び大阪府後期高齢者医療広域連合 監査委員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

· 社外取締役

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに出席いたしました。
梅 下 翔太郎	主に公認会計士としての専門的見地、コンサルタント及び他社での取締役の経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に中期経営計画におけるマーケット戦略や収支・投資計画による事業計画への影響について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

• 計外監查役

	出席状況及び発言状況
	当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに、また監査役会15
 社外監査役	回の全てに出席いたしました。
村木慎吾	税理士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確
	保する発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社子会社の内
	部監査について適宜、必要な発言を行っております。
	当事業年度に開催された書面決議を含む取締役会17回の全てに、また監査役会15
サカビ木の	回の全てに出席いたしました。
社外監査役 村 治 規 行	弁護士としての専門的見地から取締役会においての意思決定の妥当性・適正性を確
1 7 7 7 7 1 1	保する発言を行っております。また、監査役会において、当社及び当社子会社のコ
	ンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、コンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役は、法令及び定款に基づき企業倫理に則り職務を執行するための倫理規範及び行動基準を明確に定め、これを遵守するとともに、コンプライアンス委員会の運営や内部通報制度の運用等を通して、コンプライアンス体制の整備を図るものといたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役は、その職務の執行に係る文書等の主要な情報を法令や社内規程に従い適切に保 存及び管理するものといたします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 取締役は、業務の執行に係る個々の損失の危険に応じて社内規程を制定するとともに、 従業員教育の実施や内部通報制度の運用を通してリスク管理体制を整備し、損失の危険を 回避・予防するものといたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役は、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。「取締役会規則」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を定めることにより、取締役の職務、権限、責任の明確化を図り、取締役の効率的な職務執行が行われる体制を整備するものといたします。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役は、従業員が法令及び定款を遵守し企業倫理に則り職務を執行するための倫理規 範及び行動基準を明確に定めるとともに、コンプライアンス委員会による従業員教育の実 施や内部通報制度の運用を通して、コンプライアンス体制の整備を図るものといたしま す。
- ⑥ 当該株式会社における業務の適正を確保するための体制 取締役は、全社を対象に内部統制システムの基本方針の周知・遵守を推進するととも に、コンプライアンス委員会の活動を通して、全社が法令等を遵守し適正に業務を執行す る体制を整備するものといたします。

② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じ、取締役から独立した専属の従業員を置くものといたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める従業員は、業務執行に係る役職を兼務しないとともに、その任命及び解任については、あらかじめ監査役会の同意を必要とするものといたします。また、任命された従業員に対する指示命令は、監査業務の範囲内において監査役に帰属するものといたします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会等の経営上重要な会議に出席する監査役に対し重要な決裁書類を閲覧に供するとともに、業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて調査内容に関する報告を行うものといたします。また、報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止するものといたします。

- ⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務 の執行について生ずる費用または償還の処理については、当該請求が適正でない場合を除 き、円滑に行える体制といたします。
- ① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役会は、常勤監査役1名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計3名で構成され、取締役の職務執行を監査するものといたします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものといたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制について、2019年7月17日の取締役会決議において、内部統制システムの基本方針を決定し、2024年4月12日開催の取締役会にて一部改訂いたしました。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

② コンプライアンス

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長をコンプライアンス推進の実施統括責任者とし、研修等必要な諸活動を推進・管理し、その周知徹底と遵守を図っております。

③ リスク管理

当社は、当社及び従業員とその家族が重大な危機に直面したときの対応について定めた「危機管理規程」を制定し、危機発生時の危機管理委員会による危機への対応等、全社的な危機管理体制の強化を図っております。危機に対応する事前の準備、対応方法、事例研究、教育訓練等の定期的な運用は、原則として半期に1回開催される防災委員会、交通安全委員会、安全衛生委員会及びコンプライアンス委員会で管理しており、各種委員会を通じ、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「防災管理規程」の制定及び緊急連絡網の整備を行い、不測の事態に備えております。

④ 取締役の職務執行

取締役会は、計4名で構成されており、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役4名のうち1名を社外取締役としております。取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、事業年度計画のほか、経営に関する重要事項の決定と各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

-25-

⑤ 監査役

監査役会は、常勤監査役1名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計3名で構成され、取締役の職務執行を監査するものといたします。また、会計監査につきましては、監査法人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものといたします。取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当2円とさせていただく予定です。この結果、当期の連結配当性向は11.8%となります。

(注) 当社は2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第11期)の期末配当につきましては、配当基準日が2024年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,792,705	流 動 負 債	2,735,901
現 金 及 び 預 金	937,900	買掛金	92,258
受 取 手 形	67,101	短期借入金	800,000
売 掛 金	556,402	1年内返済予定の長期借入金	1,462,261
商品	50,705	未 払 法 人 税 等	124,663
その他	180,595	そ の 他	256,718
 固 定 資 産	7,593,647	固定負債	3,623,045
有 形 固 定 資 産	7,404,843	長期借入金	3,579,713
建物及び構築物	488,839	そ の 他	43,332
機械装置及び運搬具	81,028	負 債 合 計	6,358,946
質 貸 資 産	4,654,998	(純資産の部)	
		株 主 資 本	3,038,342
土 地	2,122,070	資 本 金	247,477
そ の 他	57,906	資本 剰余金	466,128
無形固定資産	60,344	利益剰余金	2,324,862
そ の 他	60,344	自 己 株 式	△126
投資その他の資産	128,459	その他の包括利益累計額	△10,936
その他	157,378	為替換算調整勘定	△10,936
貸倒引当金	△28,919	純 資 産 合 計	3,027,405
資 産 合 計	9,386,352	負 債 純 資 産 合 計	9,386,352

連結損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

	科	ŀ				金	額
売		上		高			3,785,574
売	上		原	価			2,648,747
売	上	総	利	益			1,136,827
販 売	費及	Ω, —	般管理	費			787,207
営	業		利	益			349,619
営	業	外	収	益			
党	Ž	取	手	数	料	1,800	
7	く ク	ラ	ップ	売 却	益	4,191	
劳	Ē	電		収	入	1,421	
₹	-		\mathcal{O}		他	4,238	11,651
営	業	外	費	用			
支	Z	払		利	息	19,068	
杉	ŧ	式	交	付	費	9,365	
為	3	替		差	損	4,026	
7	-		\mathcal{O}		他	4,489	36,949
経	常		利	益			324,320
税金	等	調整	前当	期純利	益		324,320
法人	、税、	住	民 税 及	び事業	税	140,763	
法	人	税	等	調 整	額	△26,571	114,191
当	期		純	利	益		210,129
非支	配株	主にり	帰属する	当期純利	益		_
親会	社 株 :	主に児	帰属する	当期純利	益		210,129

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から) 2024年 3 月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	222,212	440,863	2,139,409	△126	2,802,360
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	25,264	25,264			50,528
剰余金の配当			△24,675		△24,675
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			210,129		210,129
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	25,264	25,264	185,453	_	235,981
当連結会計年度末残高	247,477	466,128	2,324,862	△126	3,038,342

	その他の包括	純資産合計	
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	純 資 産 合 計
当連結会計年度期首残高	△12,528	△12,528	2,789,831
当連結会計年度変動額			
新株の発行			50,528
剰余金の配当			△24,675
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			210,129
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	1,592	1,592	1,592
当連結会計年度変動額合計	1,592	1,592	237,573
当連結会計年度末残高	△10,936	△10,936	3,027,405

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 ASNOVA VIETNAM CO..LTD

- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

- ② 減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物3年~50年機械装置及び運搬具7年~45年賃貸資産5年

- 口. 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計ト基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口. 當与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計ト基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算出する。

ステップ4:取引価格を契約における個別の履行義務を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) レンタルサービスに係る収益

主に仮設機材のレンタルであり、顧客との取引基本契約に基づいた「レンタル部材発注書」により、レンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該発注書によるレンタル契約は、部材を引き渡した際に履行義務の充足が開始し、部材の引き取り日まで時間の経過とともに履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 商品の販売に係る収益

主に仮設機材の販売であり、顧客との売買取引基本契約に基づいた「注文書 兼注文請書」により、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。一つの契約に含まれる複数の履行義務を個別に履行していく場合においては、一時点で充足される履行義務として、当該商品に対する支配を顧客が獲得することにより履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資本又は負債の本邦通貨への換算の基準

連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中 平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しておりま す。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「リース債権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「スクラップ売却益」「売電収入」及び「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度 (2024年 3 月 3 1 日)
減損損失	_
有形固定資産	7,404,843
減損の兆候が認識された有形固定資産	982,497

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ① 算出方法

当社及び連結子会社は、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主に管理会計上の事業所区分をグルーピングの単位として資産のグルーピングを行った上で、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。ただし、将来の使用が見込まれない遊休資産などは、個別に判定しております。なお、機材センター開設の際には、一定の収益獲得を前提としたプレミアム部分を上乗せした額で土地を取得するケースも多くあるため、一部の機材センターについては業績に関わらず毎期減損の兆候を認識しております。

② 見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業所区分別の将来計画に基づいております。事業所区分別の売上高の予測は事業展開を行っている市場の需要見通しを基礎として算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等を基準にして合理的に算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 翌連結会計年度以降の売上予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

土地	1,184,492千円
計	1,184,492千円

② 担保に係る債務

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	566,931千円
長期借入金	1,467,075千円
計	2,334,006千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7.865.725千円

減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,219,200株

- (2) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準		効力発生日
2023年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	12,337	4.0	2023年3	3月31日	2023年6月29日
2023年10月13日 取 締 役 会	普通株式	12,337	2.0	2023年9	9月30日	2023年12月4日

(注)当社は、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2023年3月31日を基準日とする「1株当たり配当額」は、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	 株式の種類 	 配当の原資 	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	В	効力発生日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	12,437	2.0	2024	年3月	31⊟	2024年6月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取り組み方針 当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行 借入等により調達しております。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金 は、その全てが1ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。
 - ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額 が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採 用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等はありません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

また、前連結会計年度において注記しておりました「リース債権」「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 長期借入金(※1)	5,041,974	5,041,974	_

- (※1) 長期借入金の中には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。
- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:重要性を観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

∇ ∆		時		価				
			נל		レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長	期	借	入	金	_	5,041,974	_	5,041,974

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、 当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社及び連結子会社は、レンタル関連事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	売上高(千円)
レンタル売上	3,230,097
販売売上	431,837
工事売上	89,765
顧客との契約から生じる収益	3,751,700
その他の収益	33,874
外部顧客への売上高	3,785,574

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計ト基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - ① 契約資産及び契約負債の残高等 該当事項はありません。
 - ② 残存履行義務に配分した取引価格 当社及び連結子会社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

243円40銭

(2) 1株当たり当期純利益

16円99銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、2023年6月1日付及び2024年4月1日付で行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算出しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2023年12月5日開催の取締役会にて、2024年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う 定款の一部変更の決議をいたしました。

(1)株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額(最低投資金額)を引き下げるとともに、流通株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大並びに株主数のさらなる増加を図ることを目的としております。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2024年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	6,219,200株
今回の分割により増加する株式数	6,219,200株
株式分割後の発行済株式数	12,438,400株
株式分割後の発行可能株式総数	49,276,800株

③分割の日程

基準公告日 (電子公告掲載開始日)	2024年3月15日
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年4月1日

(3)株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2024年4月1日付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

②変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>24,638,400</u>	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>49,276,800</u>
株とする。	株とする。

③変更の日程

効力発生日 2024年4月1日

(4)資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,963,410	流 動 負 債	2,729,874
現 金 及 び 預 金	769,238	買掛金	96,550
受 取 手 形	67,101	短 期 借 入 金	800,000
売 掛 金	692,124	1年内返済予定の長期借入金	1,462,261
リース債権	93,440	リース債務	8,890
商品	50,705	未 払 金	152,363
未成工事支出金	3,561	未 払 費 用	8,180
貯 蔵品	2,844	未払法人税等	124,663
前 払 費 用	43,883	前 受 金	13,795
そ の 他	240,510	預 り 金	10,940
固定資産	7,563,349	賞 与 引 当 金	50,346
有 形 固 定 資 産	7,055,552	そ の 他	1,881
建物	137,932	固定負債	3,623,045
構築物	348,074	長期借入金	3,579,713
機械及び装置	16,613	リ ー ス 債 務	10,439
車 両 運 搬 具	60,598	資産除去債務	32,892
工具、器具及び備品	10,587	負債合計	6,352,919
賃貸資産	4,314,283	(純資産の部)	
土 地	2,122,070	株 主 資 本	3,173,840
リース資産 建設仮勘定	17,583	資 本 金	247,477
	27,807	資本剰余金	466,128
無形固定資産 商標 権	45,923 1,110		
リード は ない は は は は は は は は は は は は は は は は は	25,459	資 本 準 備 金	237,477
その他	19,353	その他資本剰余金	228,650
投資その他の資産	461,872	利 益 剰 余 金	2,460,360
関係会社株式	107,999	利 益 準 備 金	2,500
長期貸付金	250,000	その他利益剰余金	2,457,860
破産更生債権等	28,919		
繰 延 税 金 資 産	41,823	繰 越 利 益 剰 余 金	2,457,860
そ の 他	62,048	自己株式	△126
貸 倒 引 当 金	△28,919	純 資 産 合 計	3,173,840
資 産 合 計	9,526,759	負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,526,759

<u>損 益 計 算 書</u> (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	科				金	額
売		上	高			3,919,674
売	上	原	価			2,721,450
売	上	総	則	益		1,198,224
販 売	費 及 び	一般管	理 費			719,514
営	業	利		益		478,710
営	業	外 収	益			
受	取	利		息	2,889	
ス	ク ラ	ッ プ 売	却	益	4,191	
固	定資	産 売	却	益	11,409	
そ		\mathcal{O}		他	7,240	25,730
営	業	外 費	用			
支	払	利		息	19,068	
株	式	交	付	費	9,365	
固	定資	産 売	却	損	13,377	
そ		\mathcal{O}		他	1,207	43,018
経	常	利		益		461,422
税	引 前	当 期 純	利	益		461,422
法	人 税、 住	民 税 及 び	事業	税	140,763	
法	人 税	等 調	整	額	△13,136	127,627
当	期	純	則	益		333,795

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から) (2024年 3 月31日まで)

(単位:千円)

		梤	-	主	資	7	本	
		 金	資	本	剰		余金	
	具 华	址	資本	準備金	その他資本	本剰余金	資本剰余金合計	
当 期 首 残 高		222,212		212,212		228,650	440,86	53
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行		25,264		25,264			25,26	54
剰余金の配当								
当期純利益								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計		25,264		25,264		_	25,26	54
当 期 末 残 高		247,477		237,477		228,650	466,12	28

		株	主資	本		
	利	益剰余	金			
	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当 期 首 残 高	2,500	2,148,741	2,151,241	△126	2,814,192	2,814,192
事業年度中の変動額						
新株の発行					50,528	50,528
剰余金の配当		△24,675	△24,675		△24,675	△24,675
当期純利益		333,795	333,795		333,795	333,795
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	_	309,119	309,119	_	359,647	359,647
当 期 末 残 高	2,500	2,457,860	2,460,360	△126	3,173,840	3,173,840

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物及び賃貸資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3~50年構築物5~45年賃貸資産5年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計ト基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における個別の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を 充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) レンタルサービスに係る収益

主に仮設機材のレンタルであり、顧客との取引基本契約に基づいた「レンタル部材発注書」により、レンタルサービスを提供する履行義務を負っております。当該発注書によるレンタル契約は、部材を引き渡した際に履行義務の充足が開始し、部材の引き取り日まで時間の経過とともに履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 商品の販売に係る収益

主に仮設機材の販売であり、顧客との売買取引基本契約に基づいた「注文書 兼注文請書」により、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。一つの契約に含まれる複数の履行義務を個別に履行していく場合においては、一時点で充足される履行義務として、当該商品に対する支配を顧客が獲得することにより履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」「スクラップ売却益」「固定 資産売却益」及び「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は、金額的重要性が増した ため、当事業年度より独立掲記することとしました。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位:千円)

	当事業年度
減損損失	_
有形固定資産	7,055,552
減損の兆候が識別された有形固定資産	982,497

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

土地	1,184,492千円
計	1,184,492千円

担保に係る債務	
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	566,931千円
長期借入金	1,467,075千円
計	2,334,006千円

- 2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,832,589千円 減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しております。
- 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	377,798千円
長期金銭債権	250,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 140,399千円 営業取引以外の取引 208,091千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 274株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(2024年3月31日)

	(2024年3月31日)			
	8,849千円			
	7,879			
	15,406			
	1,952			
	10,065			
	9,975			
	6,739			
	60,869			
	△11,438			
	49,431			
	△7,607			
	△7,607			
の純額	41,823			
	の純額			

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合 (%)	 関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				仮設機材の販売	(注1)	140,399	売掛金	140,399
子会社	VIETNAM 直	(所有) 直接 100%		固定資産の売却	売却額 (注1)	205,208	流動資産その他	205,208
					売却益	10,619		
					売却損	10,611		
				資金の貸付(注2)		250,000	長期貸付金	250,000
				利息の受取(注2)		2,883	流動資産その他	2,883

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格の決定については、市場価格を勘案して交渉のうえ、決定しております。
- (注2) ASNOVA VIETNAM CO.,LTDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定して おります。なお、担保は受け入れておりません。
- 1株当たり情報に関する注記
- 1. 1株当たり純資産額

255円18銭

2. 1株当たり当期純利益

26円99銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、2023年6月1日付及び2024年4月1日付で行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ASNOVA取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 名 古屋事務所

指定有限責任社員 公認会業務執行社員

公認会計士 今 泉 誠

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士後藤泰彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ASNOVAの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ASNOVA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社ASNOVA 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 名 古屋事務所

指定有限責任社員 公業務執行社員

公認会計士 今 泉 誠

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士後藤泰彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ASNOVAの2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の責任者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社ASNOVA 監査役会

 常勤監査役
 岩 本 圭 弘

 社外監査役
 村 木 慎 吾

 社外監査役
 村 治 規 行

以上

株主総会会場ご案内



会 場 名古屋市中村区平池町 4 丁目60番地の12 グローバルゲート 名古屋コンベンションホール 3 階 中会議室301+302

電話番号 052-433-1488

交 通 あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩約3分 ※歩行者デッキにて2階エントランスに直結

■駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

